

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 6月29日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
国際水産資源研究所長 八吹 圭三

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 ノルパックネット動物プランクトン分析業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成31年 3月 8日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地価増徴税を併せて見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」、「その他」で「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備すると共に、第三者に委託すること無く業務責任者(査定結果の最終判定を行える者)を有していることを証明した者であること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。
- ① 直接交付
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
国際水産資源研究所
業務推進部業務管理課用度係
電話 054-336-6027
FAX 054-335-9642
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「ノルパックネット動物プランクトン分析業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「ノルパックネット動物プランクトン分析業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年7月10日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書

記載)又はフアッククスにはて質疑を進行うこと。当日までの
取ともはとめ、回は入札説明書受領者全員に對してよ
札説明し、またに當機構のホムペーに記入する情報であつて特定
入札を識別し得る記述があるが、個人に及ぶ場合には、当該
人害すは當該質を公表せず、質者とのみ回答するこの等
る。

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
- (2) 提出場所
- (3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)及び(6)を証明する証明書
等提出しななければならない。
入札説明書による。
3. ①に同じ。
平成30年7月13日 12時

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成30年7月26日 11時00分
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
国際水産資源研究所 会議室
平成30年7月25日 17時00分
3. ①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- (3) 入札の無効
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し及び指名停止等に関する申立書を提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

日本語及び日本国通貨。
免除。
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
要。
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し及び指名停止等に関する申立書を提出すること。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先の次の①及び②
① 当機構において役員を経験した者(課長相当職以上経験者)が再就職していること又は課長相当職以上経験者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
(2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

再就職していること又は課長相当職以上経験者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をおもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 ノルパックネット動物プランクトン分析業務
2. 業務目的 本業務は、日本周辺のクロマグロ仔魚分布域の餌料環境等を明らかにするために、同海域で採集された動物プランクトンの分析を行うことを目的とする。
3. 業務場所 請負業者指定場所
4. 納品場所 静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 国際水産資源研究所
5. 数 量 南西海域・日本海・三陸沖ノルパックネットサンプル 145 検体
6. 業務期限 平成31年3月8日
7. 業務内容 南西諸島もしくは日本海において、改良型ノルパックネット（口径45 cm、網目合0.10 mm）の0-200 mもしくは0-20m 鉛直曳きで得られた動物プランクトン標本を500 ml ポリ瓶に注入し、10~20%ホルマリン海水で保存した動物プランクトンの分析作業を下記の【分析内容】の通り行うこと。なお、分析作業は同海域の動物プランクトンに精通した者がこれにあたること。

【分析内容】

(1) 標本等の送付

国際水産資源研究所（以下「当所」という。）が平成30年8月末までに引き渡す動物プランクトン標本及び標本一覧表並びに作業記録用紙（当所作成の Excel 等、表計算ソフトのワークシート）を請負者に送付する。なお、送付にかかる運送費は当所が負担する。

(2) 標本の確認

請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本保存ポリ瓶の破損、標本の固定状態等について確認して、当所へ標本一覧表（当所指定様式）の受領確認欄に確認印を押し、担当研究者宛に返送する。標本と標本一覧表との不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに当所と取扱いについて協議する。

(3) 動物プランクトン試料の選別

標本からゴミ・海藻を除いて廃棄してから、動物プランクトン試料をピンセットや針を用いて以下に示す分類群（以下「指定分類群」という。）に選別する。

・**指定分類群**：カイアシ類、枝角類、貝形類、オキアミ類、端脚類、尾虫類、ヤムシ類、ツリガネクラゲ類、サルバ類、ウミタル類、その他のゼラチン質プランクトン

ただし、試料が多い場合は、大型群（ヤムシ類等）と小型群（カイアシ類幼生等）別に最も個体数が多い分類群の個体数が150を下回らない程度まで分割したものについて、選別の作業対象とする。その際、分割率を記録する。

その他の分類群（指定分類群以外）が指定分類群と同等数以上出現する場合には、その分

類群についても選別の対象とする。選別後の残余プランクトン試料は元の標本瓶に戻すこと。

(4) 種の同定と計数

選別が終了した試料について、千原光雄・村野正昭編『日本産海洋プランクトン検索図説』のみならず、最新の分類学研究結果を加味した分類情報を用いて、可能な限り種レベルまで同定し、分類群ごとに計数する。ただし、カイアシ類はコペポダイト期幼生についても spp. にまとめることなしに、種のレベルまで査定・計数を行う。

(5) 計量

選別・計数が終了した分類群別の試料の湿重量を 1mg 精度で測定する。算出方法は電子天秤による計量または体長データ測定をもとにした湿重量算出を行うこととする。

(6) 標本の保存

計量までの作業が終了した分類群別の試料を検体毎に 1 つにまとめ、パッキン付ガラス製ねじ口瓶に 10%ホルマリン海水で保存する。ねじ口瓶は容量 50ml のものを標準的に用いることとし、試料の量が多い場合には、その量に応じて複数の瓶で保存する。保存の際には、耐水紙でラベルを作り、航海番号、採集年月日、観測点番号、検体番号、ねじ口瓶番号を鉛筆で記入し、瓶の中に入れる。瓶の蓋にも、同様の事項を油性のマジックインキで記入する。選別後の残余プランクトン標本は作業終了後標本瓶に戻す。担当研究者の了承が得られた段階を完了とする。同定と計数が終了した試料は元の試料瓶に戻す。担当研究者の了承が得られた段階を完了とする。

(7) 結果の入力

(1) で送付したワークシートに同定、計数、湿重量測定結果を入力する。

(8) 納入成果物の提出および提出先

結果を入力したワークシートを保存した電子媒体 (CD-R 等 2 部) にて、標本瓶を宅急便にて 4. 納品場所に送付する。なお、発送にかかる費用は請負者が負担し、送付後速やかにその旨を担当職員に連絡すること。

8. 特記事項
- 1) 作業中に疑義が生じた場合は、担当者とは適宜打ち合わせを行い、合意を得た上で作業を進行すること。
 - 2) 業務に必要な資材、運搬等は全て契約締結業者が手配すること。
 - 3) 分析終了後、当所にてクロスチェックを行い、不備が発覚したときは、全面やり直しを命ずる場合がある。
 - 4) 詳細については担当者の指示に従うこと。